

(公印・契印省略)
国海安第1号
令和8年4月2日

別紙関係団体等御担当 殿

国土交通省海事局安全政策課長

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令及び船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令及び船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が令和8年4月1日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長
一般財団法人 日本海事協会	会長
一般社団法人 日本船主協会	理事長
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事
日本小型船舶検査機構	理事長
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事
日本内航海運組合総連合会	理事長
一般社団法人 日本船用機関整備協会	専務理事
一般社団法人 日本船用工業会	専務理事
一般社団法人 大日本水産会	専務理事
一般社団法人 日本外航客船協会	常務理事
一般社団法人 日本旅客船協会	会長
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常務理事
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事務局長
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事
一般財団法人 日本舶用品検定協会	会長
全日本海員組合	組合長
一般社団法人 日本海事代理士会	会長
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事
一般社団法人 日本作業船協会	会長
公益社団法人 日本海難防止協会	会長
一般社団法人 海洋水産システム協会	会長
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	会長
公益財団法人 日本釣振興会	会長
一般社団法人 全日本釣り団体協議会	会長理事
全国漁業協同組合連合会	会長理事
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代 表者
DNV AS	Country Manager, Japan
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan
ビューローベリタスジャパン株式会社	船級部門長
海上保安庁装備技術部船舶課	課長
海上保安庁警備救難部刑事課	課長

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令及び船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、船舶に必要な施設及びその検査に関する事項については、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の規定に基づく関係省令において定められている。令和 4 年に発生した知床遊覧船の事故を踏まえて、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 24 号。以下「令和 6 年改正省令（第 24 号）」という。）及び船舶区画規程等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 94 号。以下「令和 6 年改正省令（第 94 号）」という。）を制定し、一般旅客船の安全対策を強化したところである。一方で、遊漁船^{※1}については、安全設備の早期搭載に向けた方策の検討状況等を考慮する必要がある、当分の間、適用しないこととしていたところ。

今般、安全設備の早期搭載に向けた方策（予算措置等）の検討が終了したこと等から、遊漁船事業者を含む有識者等からなる「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」において取りまとめられた「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方」（令和 6 年 7 月 23 日）を踏まえ、遊漁船についても一般旅客船^{※2}と同様の安全対策を実施するため、令和 6 年改正省令（第 24 号）及び令和 6 年改正省令（第 94 号）について所要の規定の整備を行う必要がある。

※1 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「遊漁船業法」という。）

第 2 条第 2 項に規定する遊漁船（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）及び旅客定員 13 人以上の船舶（遊漁船業法第 2 条第 1 項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶（以下「特定遊漁船」という。）を除く。）を除く。）をいう。

※2 特定遊漁船以外の船舶であって、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）及び旅客定員 13 人以上の船舶をいう。

2. 概要

（1）簡易型船舶自動識別装置の遊漁船への備付けの義務化（令和 6 年改正省令（第 24 号）附則第 2 条第 1 項から第 3 項まで）

- 令和 6 年改正省令（第 24 号）により改正された船舶設備規程（昭和 9 年逡信省令第 6 号）第 311 条の 21 の 2 の規定を遊漁船に適用することとする。ただし、令和 8 年 10 月 1 日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあっては、令和 9 年 4 月 1 日前に建造に着手されたもの）であって令和

12年10月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和8年10月1日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）（以下（1）、（3）及び（6）において「現存船」という。）については、令和8年10月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間は、当該規定を適用しないこととする。

- また、現存船については、上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。
 - イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
 - ロ 令和8年10月1日から令和8年10月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合
- （1）の適用を受ける船舶のうち、令和8年10月1日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、（1）の規定に関わらず、管海官庁の指示するところによることができることとする。

（2）浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の遊漁船への備付けの義務化（小型船舶安全規則第58条第1項の規定の遊漁船への適用（令和6年改正省令（第24号）附則第3条第1項から第3項まで））

- 令和6年改正省令（第24号）により改正された小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号。以下「小安則」という。）第58条第1項の規定を近海以上の航行区域を有する遊漁船に適用することとする。ただし、以下の遊漁船（令和8年10月1日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）については、それぞれイ又はロに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶に備え付けている間は、なお従前の例によることとする。
 - イ 令和8年10月1日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（管海官庁又は小型船舶検査機構（以下「検査機関」という。）が小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下同じ。）を備え付けている遊漁船
 - ロ 令和8年10月1日に現に建造契約が結ばれている遊漁船（建造契約がない船舶にあつては、令和8年10月1日に現に建造中であるもの）であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの
- （2）の適用を受ける船舶のうち、令和8年10月1日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、（2）の規定に関わらず、検査機関の指示するところによることができることとする。

（3）救命いかだ等（船舶救命設備規則第3章）の規定の遊漁船への適用（令和6年改正省令（第94号）附則第3条第1項から第3項まで）

- 令和6年改正省令（第94号）により改正された船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）第3章の規定を遊漁船に適用する。ただし、現存船については、令和8年10月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日まで

の間は、なお従前の例によることができることとする。

- なお、現存船については、上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。

- イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
 - ロ 令和8年10月1日から令和8年10月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合

- (3)の適用を受ける船舶のうち、令和8年10月1日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、(3)の規定に関わらず、管海官庁の指示するところによることができることとする。

(4) 水密甲板及び水密隔壁（小安則第7条第1項並びに第15条第4項及び第5項）の規定の遊漁船への適用（令和6年改正省令（第94号）附則第4条第1項から第3項まで）

- 令和6年改正省令（第94号）により改正された小安則第7条第1項並びに第15条第4項及び第5項の規定を沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶である遊漁船に適用する。ただし、令和11年4月1日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあつては、令和11年10月1日前に建造に着手されたもの）であつて令和15年4月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和11年4月1日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）（以下「現存船」という。）については、令和9年4月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができることとする。

- なお、現存船については、上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、検査機関の指示するところによることができることとする。

- イ 航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合
 - ロ 浸水警報装置を備える等検査機関が適当と認める措置を講じている場合であつて、当該措置を引き続き講じる場合

- (4)の適用を受ける船舶のうち、令和11年4月1日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、(4)の規定に関わらず、検査機関の指示するところによることができることとする。

(5) 機関室口囲壁並びに甲板室及び船楼の開口に備え付ける閉鎖装置の保護規定（小安則第10条第3項及び第11条第3項）の遊漁船への適用（令和6年改正省令（第94号）附則第4条第4項）

- 令和6年改正省令（第94号）により改正された小安則第10条第3項及び第11条第3項の規定を沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶である遊漁船に適用する。ただし、令和9年4月1日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあつては、令和9年10月1日前に建造に着手されたもの）であつて令和13年4月1日前に船舶所有者に対し引き渡された遊漁船には、当該規定を適用しないこととする。

(6) 小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器の備え付けの遊漁船への義務化（小安則第 58 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項並びに第 58 条の 3 の規定）（令和 6 年改正省令（第 94 号）附則第 5 条第 1 項から第 3 項まで）

- 令和 6 年改正省令（第 94 号）により改正された小安則第 58 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項並びに第 58 条の 3 の規定を沿海区域を航行区域とする遊漁船等に適用する。ただし、現存船については、令和 8 年 10 月 1 日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができることとする。
- なお、現存船については、上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、検査機関の指示するところによることができることとする。
 - イ 航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合
 - ロ 令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 1 日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して検査機関が適当と認める救命設備を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合
- (6) の適用を受ける船舶のうち、令和 8 年 10 月 1 日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、(6) の規定に関わらず、管海官庁の指示するところによることができることとする。

(7) その他

- その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 8 年 4 月 1 日

施 行：令和 8 年 10 月 1 日

○国土交通省令第三十七号
 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令及び船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部分を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣 金子 恭之

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令及び船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
 （船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第二十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

附則

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下この条において「新船舶設備規程」という。）第三百十一條の二十一の二の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶（同条各号に掲げる船舶を除く。以下この条において「特定船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶については、当該各号に定める期間は、適用しない。
 一 イ又はロに掲げる船舶（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用に供する船舶（以下「特定遊漁船」という。）及びこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）（ロに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに定める期間
 イ（略）

ロ 令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（旅客船及び物のみの運送の用に供するものを除く。以下「船舶運航事業の用に供する船舶」という。）（建造契約がない船舶にあつては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二 令和八年十月一日前に建造契約が結ばれた遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船（旅客船（特定遊漁船を除く。）及び船舶運航事業の用に供する船舶を除く。）をいう。以下同じ。）（建造契約がない遊漁船にあつては、令和九年四月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年十月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和八年十月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。） 施行日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

2 新船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち前項各号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、当該各号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁（小型船舶にあつては、管海官庁又は小型船舶検査機構（次条において「検査機関」という。））の指示するところによることができる。

一（略）

改正前

附則

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下この条において「新船舶設備規程」という。）第三百十一條の二十一の二の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶（同条各号に掲げる船舶を除く。以下この条において「特定船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶については、当該各号に定める期間は、適用しない。
 一 イ又はロに掲げる船舶（遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）及びこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）（ロに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに定める期間
 イ（略）

ロ 令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた新船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二 遊漁船 当分の間

2 新船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁（小型船舶にあつては、管海官庁又は小型船舶検査機構（次条において「検査機関」という。））の指示するところによることができる。

一（略）

二 次のイからハまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該装置を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ (略)

ハ 前項第二号に掲げる船舶 令和八年十月一日から当該船舶について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち第一項各号に掲げる船舶(施行日(同項第一号)に掲げる船舶にあつては令和七年四月一日、同項第二号に掲げる船舶にあつては令和八年十月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。)については、管海官庁の指示することができる。

(小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の小型船舶安全規則(以下この条において「新小型船舶安全規則」という。)第五十八条第一項に規定する小型船舶(次項において「小型船舶」という。)のうち次の各号に掲げる船舶に係る救命設備の備付けについては、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一 イからホまでに掲げる船舶(特定遊漁船及び施行日(ハからホまでに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。)それぞれイからホまでに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶に備え付けている間

イ 旅客船であつて施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置(新小型船舶安全規則第三条の規定により検査機関が新小型船舶安全規則の規定に適合する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下この項において同じ。)を備え付けているもの

ロ (略)

ハ 船舶運航事業の用に供する船舶であつて施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けているもの

二 船舶運航事業の用に供する船舶であつて施行日から令和七年四月一日までの間に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けるもの

ホ 令和七年四月一日に現に建造契約が結ばれている船舶運航事業の用に供する船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和七年四月一日に現に建造中であるもの)であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

二 次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該装置を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ (略)

(新設)

3 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち第一項第一号イ又はロに掲げる船舶(遊漁船を除き、施行日(同号)に掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。)については、管海官庁の指示するところによることができる。

(小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の小型船舶安全規則(以下この条において「新小型船舶安全規則」という。)第五十八条第一項に規定する小型船舶(次項において「小型船舶」という。)のうち次の各号に掲げる船舶に係る救命設備の備付けについては、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一 イからホまでに掲げる船舶(遊漁船及び施行日(ハからホまでに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。)それぞれイからホまでに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶に備え付けている間

イ 旅客船であつて施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置(新小型船舶安全規則第三条の規定により検査機関が新小型船舶安全規則の規定に適合する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下この号において同じ。)を備え付けているもの

ロ (略)

ハ 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶であつて施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けているもの

二 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶であつて施行日から令和七年四月一日までの間に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けるもの

ホ 令和七年四月一日に現に建造契約が結ばれている新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和七年四月一日に現に建造中であるもの)であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

<p>二 イ又はロに掲げる遊漁船（令和八年十月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該遊漁船に備え付けている間</p> <p>イ 令和八年十月一日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けている遊漁船</p> <p>ロ 令和八年十月一日に現に建造契約が結ばれている遊漁船（建造契約がない遊漁船にあつては、令和八年十月一日に現に建造中であるもの）であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの</p> <p>2 新小型船舶安全規則第五十八条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、小型船舶のうち前項各号に掲げる船舶（施行日（同項第一号ハからホまでに掲げる船舶にあつては令和七年四月一日、同項第二号に掲げる船舶にあつては令和八年十月一日）以後に主要な変更又は改造を行ったものに限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。</p>	<p>（船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部改正）</p> <p>第二条 船舶区画規程等の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第九十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p style="text-align: center;">改 正 後</p>
<p>二 遊漁船 当分の間</p> <p>2 新小型船舶安全規則第五十八条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、小型船舶のうち前項第一号イからホまでに掲げる船舶（遊漁船を除き、施行日（同号ハからホまでに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行ったものに限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。</p>	<p>（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則（以下この条において「新船舶救命設備規則」という。）第三章の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>一 イ又はロに掲げる船舶（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）及び令和七年四月一日（ロに掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに定める期間</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間</p> <p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則（以下この条において「新船舶救命設備規則」という。）第三章の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>一 イ又はロに掲げる船舶（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用に供する船舶（以下「特定遊漁船」という。）及び令和七年四月一日（ロに掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに定める期間</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（旅客船及び物のみの運送の用に供するものを除く。以下「船舶運航事業の用に供する船舶」という。）（建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則（以下この条において「新船舶救命設備規則」という。）第三章の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>一 イ又はロに掲げる船舶（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）及び令和七年四月一日（ロに掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに定める期間</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

二 令和八年十月一日前に建造契約が結ばれた遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船（旅客船（特定遊漁船を除く。）及び船舶運航事業の用に供する船舶を除く。）をいう。以下同じ。）（建造契約がない遊漁船にあつては、令和九年四月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年十月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和八年十月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。） 施行日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行為される定期検査が開始される日までの間

2 新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、前項各号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、当該各号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ (略)

ハ 前項第二号に掲げる船舶 令和八年十月一日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3 新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる船舶（令和七年四月一日（同項第一号口に掲げる船舶にあつては令和八年四月一日、同項第二号に掲げる船舶にあつては令和八年十月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、管海官庁の指示するところによることができる。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第四条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下この条及び次条において「新小型船舶安全規則」という。）第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によること

- 一 イ又はロに掲げる船舶（特定遊漁船及び令和十年四月一日（ロに掲げる船舶にあつては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに定める期間
- イ (略)
- ロ 令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶運航事業の用に供する船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十五年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和十一年四月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。） 施行日から当該遊漁船について令和九年四月一日以後最初に行為される定期検査が開始される日までの間

二 令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあつては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十五年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和十一年四月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。） 施行日から当該遊漁船について令和九年四月一日以後最初に行為される定期検査が開始される日までの間

二 遊漁船 当分の間

2 新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ (略)

(新設)

3 新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、令和七年四月一日（同号ロに掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、管海官庁の指示するところによること

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第四条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下この条及び次条において「新小型船舶安全規則」という。）第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によること

- 一 イ又はロに掲げる船舶（遊漁船及び令和十年四月一日（ロに掲げる船舶にあつては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに定める期間
- イ (略)
- ロ 令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十五年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和十一年四月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。） 施行日から当該船舶について令和九年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二 遊漁船 当分の間

二 遊漁船 当分の間

2 新小型船舶安全規則第七條第一項並びに第十五條第四項及び第五項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、当該各号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁又は小型船舶検査機構（以下この条及び次条において「検査機関」という。）の指示するところによることができる。

一・二 (略)

3 新小型船舶安全規則第七條第一項並びに第十五條第四項及び第五項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる船舶（令和十年四月一日（同項第一号ロ及び第二号）に掲げる船舶にあつては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

4 新小型船舶安全規則第十條第三項及び第十一條第三項の規定は、次に掲げる船舶には適用しない。

一 令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶（特定遊漁船を除く。）（建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に引き渡されたもの

二 令和九年四月一日前に建造契約が結ばれた特定遊漁船（建造契約がないものにあつては、令和九年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十三年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの

第五條 新小型船舶安全規則第五十八條第三項、第五項及び第七項並びに第五十八條の三の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一 イ又はロに掲げる船舶（特定遊漁船及び令和七年四月一日（ロ）に掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに定める期間

イ (略)

ロ 令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶運航事業の用に供する船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二 令和八年十月一日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあつては、令和九年四月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年十月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和八年十月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）

施行日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

2 新小型船舶安全規則第五十八條第三項、第五項及び第七項並びに第五十八條の三の規定にかかわらず、前項各号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、当該各号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、検査機関の指示するところによることができる。

一 (略)

2 新小型船舶安全規則第七條第一項並びに第十五條第四項及び第五項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同項に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁又は小型船舶検査機構（以下この条及び次条において「検査機関」という。）の指示するところによることができる。

一・二 (略)

3 新小型船舶安全規則第七條第一項並びに第十五條第四項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、令和十年四月一日（同号ロ）に掲げる船舶にあつては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

4 新小型船舶安全規則第十條第三項及び第十一條第三項の規定は、令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの又は遊漁船については、適用しない。

第五條 新小型船舶安全規則第五十八條第三項、第五項及び第七項並びに第五十八條の三の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一 イ又はロに掲げる船舶（遊漁船及び令和七年四月一日（ロ）に掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに定める期間

イ (略)

ロ 令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二 遊漁船 当分の間

2 新小型船舶安全規則第五十八條第三項、第五項及び第七項並びに第五十八條の三の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、検査機関の指示するところによることができる。

一 (略)

二 次のイからハまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる期間継続して検査機関が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ (略)

ハ 前項第二号に掲げる船舶 令和八年十月一日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3 新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる船舶(令和七年四月一日(同項第一号ロに掲げる船舶にあつては令和八年四月一日、同項第二号に掲げる船舶にあつては令和八年十月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。)については、検査機関の指示するところによることができる。

附則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

二 次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して検査機関が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ (略)

(新設)

3 新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶(遊漁船を除き、令和七年四月一日(同号ロに掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。)については、検査機関の指示するところによることができる。